平成２４年（フ）第１０６７７号
東京都練馬区春日町５丁目23―37―101
債務者　田井　昌司
1　決定年月日時　平成24年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月６日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月６日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１０６７９号
東京都中野区上高田２―11―４　コーポふじ105、住民票上の住所神奈川県横浜市保土ケ谷区上菅田町114　エクセレントビュー第１―104
債務者　安藤　健吾
1　決定年月日時　平成24年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月６日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月６日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１０６８７号
東京都大田区山王４丁目14―11―101
債務者　無半麻土ナセル
1　決定年月日時　平成24年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月６日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月６日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１０６９１号
埼玉県北本市中央３丁目17―３―102
債務者　木本　憲和
1　決定年月日時　平成24年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月６日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月６日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１０６９４号
埼玉県狭山市大字上奥富75―６―402
債務者　瀬戸山　亮
1　決定年月日時　平成24年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月６日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月６日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１０６９８号
東京都大田区西糀谷３丁目１―27―103
債務者　小宮　麗奈
1　決定年月日時　平成24年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月６日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月６日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１０６９９号
東京都大田区多摩川１丁目17―13　月村マンションＮｏ．２―203
債務者　河田　昌樹
1　決定年月日時　平成24年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月６日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月６日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１０７０７号
東京都足立区竹の塚１丁目20―１―205
債務者　下山　博造
1　決定年月日時　平成24年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月６日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月６日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第８０９号
東京都武蔵野市吉祥寺北町１丁目25番２号
債務者　栗本　朝子
1　決定年月日時　平成24年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月７日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月７日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第１９０号
北海道帯広市西８条北２丁目３番地４ヴィラ８－２―205号
債務者　松田　武雄
1　決定年月日時　平成24年９月６日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月８日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月15日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２４年（フ）第１９２号
北海道帯広市西24条南２丁目１番地16　カルムＥ号室
債務者　武田　夕希（旧姓澤野・谷内田）
1　決定年月日時　平成24年９月６日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月８日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月15日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２４年（フ）第８５号
栃木県小山市大字雨ケ谷新田57番地21
債務者　高橋由美子
1　決定年月日時　平成24年９月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月８日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月９日午後２時30分
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２４年（フ）第６６７号
東京都羽村市小作台２丁目１番地４青梅東ガーデンわかぐさ公園302
債務者　澤田クニ子
1　決定年月日時　平成24年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月８日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月８日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第３６号
熊本県上天草市姫戸町姫浦2464番地
債務者　山口　玲香
1　決定年月日時　平成24年９月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月８日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月８日午後２時
熊本地方裁判所天草支部

平成２４年（フ）第３６９号
静岡県浜松市北区細江町気賀1241番地の２
債務者　請井みゆき
1　決定年月日時　平成24年９月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月９日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月９日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係